

東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム
「非英語圏ヨーロッパ諸地域に関する人文学研究者養成の国際連携体制構築」
(ITP-EUROPA)

2013（平成 25）年度派遣 若手研究者募集要項

2012 年 9 月
ITP-EUROPA 委員会

1. 募集対象者

東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム「非英語圏ヨーロッパ諸地域に関する人文学研究者養成の国際連携体制構築」(ITP-EUROPA) は、本学の若手研究者を非英語圏ヨーロッパ諸地域のパートナー機関に派遣し、有能な人文学研究者を養成するためのプログラムです。非英語圏ヨーロッパ諸地域を主な研究対象として研究を行っている本学の大学院生等の若手研究者で、学位取得、論文や国際研究集会での発表といった形で成果が出せる具体的な研究計画をもっている方に、積極的な応募を呼びかけます。

2. 趣旨

ITP-EUROPA は、日本学術振興会の若手研究者養成事業として採択された 5 年間（2009 年 4 月～2014 年 3 月）にわたる事業です。本プログラムは、本学の特徴を最大限に活かし、世界諸地域の中でも特に非英語圏ヨーロッパ諸地域に焦点を合わせ、文学、言語学、文献学を中心とした人文学諸分野において、文化統合的視点を持った有能な若手研究者を育成することを目的としています。

この目的達成のため、本プログラムでは、本学所属の若手研究者を非英語圏ヨーロッパ諸地域の本プログラム海外パートナー機関へ派遣し、現地で展開されている人文学の多様な理論を、英語というフィルターを通さずに取り入れ、咀嚼することによって、それらを十二分に活かしつつ、応用研究も含んだ実証的研究を行うことを支援します。

このような取り組みを通じて、非英語圏ヨーロッパ諸地域のパートナー機関との共同博士論文審査・共同学位授与制度を確立することを目指します。

3. 対象研究分野

文学、言語学、文献学分野を中心とした人文学研究

4. 申請資格等

本学の博士後期課程在学者及びその他本学に在籍する若手研究者

5. 派遣期間及び派遣時期

(1) 派遣期間は 6 ヶ月を目安とし、最短 2 ヶ月、最長 12 ヶ月とします。

(2) 本募集は原則として 2013 年度（2013 年 5 月 1 日*～2014 年 2 月 1 日）に出発する者を対象とします。ただし、2014 年 3 月 31 日までに帰国することを条件とします。

*研究計画の遂行上、5 月 1 日以前に出発を希望される場合には、申請書を提出する前に予め下記問合せ先（研究協力課国際交流係 ITP-EUROPA 担当）にご相談ください。海外旅行保険料および滞在費を一時立替払いいただくことを条件に申請を受ける場合があります。

6. 採用予定人数

4 名程度（予算状況によって採用人数が増減することがあります。）

7. 対象派遣機関（海外パートナー機関）

本学協定校、又は交流実績があり共同博士論文指導・共同学位授与体制が構築可能な研究機関

- －パリ第三大学（フランス・パリ）
- －ローマ大学（イタリア・ローマ）
- －エアランゲン大学（ドイツ・エアランゲン）
- －マドリード自治大学（スペイン・マドリード）
- －モスクワ大学（ロシア・モスクワ）
- －エクス・マルセイユ第一大学（フランス・マルセイユ）
- －ボローニャ大学（イタリア・ボローニャ）
- －ヒルデスハイム大学（ドイツ・ヒルデスハイム）
- －リスボン大学（ポルトガル・リスボン）
- －ロシア国立人文大学（ロシア・モスクワ）
- －トレント大学（イタリア・トレント）
- －フライブルク大学（ドイツ・フライブルク）
- －ボルドー第三大学（フランス・ボルドー）他

注）上記以外の機関への派遣を希望する場合は指導教員と相談の上、下記提出先へ問い合わせること。

8. 支給経費

航空運賃、滞在費（ITP-EUROPA 委員会の定める額。別紙参照）、授業料・研究席料、査証取得手数料、海外旅行保険料及び危機管理料等を支給します。

9. 申請手続

（1）提出書類（各1部）

- a. 願書（所定の様式）
写真を添付すること。
- b. 学業成績証明書
大学学部以降（大学学部卒業見込み者は出願時点で）の学業成績証明書（単位数、履修科目、点数、評価及びその説明のあるもの。）
- c. 健康診断証明書
本学保健管理センターで発行されたもの、もしくは同等の効力を有するもので、何れの場合も「留学に耐えうる」ことが言及されているもの。別紙「現病歴・既往歴申告書」が添付されていること。
- d. 推薦書
願書の指導教員推薦欄に、指導教員が外国語能力に関する証明及び推薦理由を記入し署名を行うこと。
- e. 派遣先受入教員との連絡状況を示す文書
申請時点で提出可能な、受入教員との連絡状況を示す e-mail 文書等。日本語／英語以外の連絡文書を提出する場合は日本語訳を添付すること。

（2）申請受付期間

2012年12月3日（月）～12月7日（金）

（申請方法は、持参又は郵送。海外渡航中の場合は代理人による申請も可とします。）

(3) 提出先

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1
東京外国語大学研究協力課国際交流係 ITP-EUROPA 担当
TEL: (042)330-5594 FAX: (042)330-5599
E-mail: ofias-office@tufs.ac.jp

10. 選考及び選考結果の通知

書類選考及び面接選考を行い、1月下旬までに選考結果を本人及び指導教員に通知します。

11. その他

(1) 派遣計画

海外パートナー機関との共同論文指導・共同学位授与体制を念頭に、本学指導教員と十分協議した上、申請を行って下さい。

なお、派遣先研究機関においては正式な所属身分を取得するものとし、派遣先機関所属の受入教員（研究者）及び本学指導教員による共同指導体制をとるものとします。

また、海外パートナー機関との受入交渉は ITP-EUROPA 委員会及び指導教員の協力の下、研究者本人がおこなうこととします。

(2) 派遣研究者の義務

a. 派遣期間中は、研究計画に基づき研究に専念してください。研究計画、派遣先機関、受入研究者、派遣期間について、研究遂行のためやむを得ず変更する必要がある場合は、事前に理由書を提出し、ITP-EUROPA 委員会の承認を得なければなりません。

b. 派遣研究者は、帰国後、定められた期間内に報告書を提出するほか、ITP-EUROPA 事業（報告会、海外パートナー機関との共同企画等）への参加など、ITP-EUROPA 委員会より協力要請があった場合には、可能な限り参加することが求められます。

c. 次に掲げる事項のいずれかに該当すると ITP-EUROPA 委員会が判断した場合には、本プログラムによる派遣の取り消し、経費支給の停止、又は支給済経費の返還を求めます。詳細は、派遣決定時に配付する「派遣研究者の手引き」に定めます。

(i) 病気のため、研究を継続することが出来ないことが明らかな場合

(ii) 研究の進捗状況に著しい問題があり、計画を達成することが不可能若しくは著しく困難と判断される場合

(iii) 申請書の記載事項が事実と著しく相違することが発見された場合

(iv) 「派遣研究者の手引き」に記載されている事項に反し、ITP-EUROPA 委員会の指示に従わなかった場合

(3) 指導教員の義務

ITP-EUROPA 派遣研究者の本学における指導教員は、ITP-EUROPA 委員会が設置する ITP-EUROPA 事業委員会に所属し、海外パートナー機関との連絡調整、海外派遣成果報告などの海外パートナー機関と本学との共同企画、国際連携指導体制の構築等に参画する義務を負います。

(4) 渡航中の安全管理について

派遣期間中は研究者の安全管理のため、原則として、本学が手配する海外旅行保険及び危機管理プログラムに加入していただきます。保険料等は本学が負担します。

(5) 個人情報について

申請書類に含まれる個人情報については、本学の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムの業務遂行のためにのみ使用します。

1 2 . 申請書類の提出先・問合せ先

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

東京外国語大学研究協力課国際交流係 ITP-EUROPA 担当

TEL: (042)330-5594 FAX: (042)330-5599

E-mail: ofias-office@tufs.ac.jp

http://ofias.jp/j/itp_eu/index.html